省　令

○総務省令第六十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二号中「を除く。」の下に「であつて、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの」を加える。

第六十九条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　法第四十四条の三第二項の届出

第六十九条第二項第一号中「第一項、第二項又は第三項」を「各項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者であつて、この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号に規定する電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第二号に規定するものを除く。）を設置しているものは、この省令の施行の日から起算して一月以内に、新規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

○財務省令第七十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十一号、第六十五条の四第一項第二十一号及び第九十条の十二第一項第四号イ(3)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の四並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十二条の八第十八項第一号イ(5)及び第三十九条の五第十九項第一号イ(5)の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第九項第三号中「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同条第二十項中「（以下この項において「換地」という。）」を削る。

第二十二条の五第九項第三号中「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同条第二十項中「（以下この項において「換地」という。）」を削る。

第四十条の四第八項第二号中「（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）」を「（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第三条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第六㈢の表の備考2の改正規定中「、同表の備考2(9)を同表の備考2(10)とし」を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年八月十日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百七十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。

平成二十七年八月七日

総務大臣　山本　早苗

一　株式会社ＮＴＴぷらら

二　ニフティ株式会社

三　ビッグローブ株式会社

○法務省告示第四百十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年八月七日

法務大臣　上川　陽子

住所　大阪市福島区福島３丁目１番65－3601号
李鎮丸　昭和20年２月21日生

住所　大阪府松原市岡５丁目１番69号
朴尚美　昭和41年７月25日生

住所　大阪府泉南市信達市場1553番地１
玄裕美　昭和61年１月22日生

住所　大阪府高槻市南平台５丁目18番10号
李知瀰　平成６年２月７日生

住所　大阪市天王寺区真田山町２番23号
高愛子　昭和55年８月５日生

住所　京都市南区上鳥羽大柳町44番地
李愛　昭和63年９月30日生

住所　京都市下京区新町通高辻下る御影町450番地
金**子　昭和43年８月31日生

住所　京都市右京区西京極北裏町16番地14
董琪　昭和44年10月７日生

住所　京都府与謝郡与謝野町字算所428番地
權拓眞　昭和50年５月11日生

住所　神戸市垂水区青山台１丁目10番12－２号
朴善姫　昭和54年７月23日生

住所　神戸市長田区大道通４丁目102番地１
李和子　昭和24年２月１日生

李佳奈　昭和52年５月30日生

李桂樹　平成16年10月６日生

住所　神戸市東灘区御影本町６丁目13番３号
ピリー・ジョウ・プラリサン　平成元年８月25日生

住所　神戸市兵庫区矢部町25番15号
顧和蓉　昭和35年10月１日生

住所　神戸市灘区大和町３丁目１番２－405号
呂美光　昭和62年４月19日生

住所　兵庫県三木市宿原1270番地１
李美晴　昭和57年９月21日生

住所　兵庫県姫路市四郷町東阿保782番地１
金健次　昭和52年11月27日生

住所　兵庫県姫路市飾東町庄190番地12
グェン・ティ・タン・サン　昭和45年９月３日生

ホアン・グェン・アイ・フォン　平成５年６月28日生

住所　徳島県吉野川市川島町桑村305番地１
権尚子　昭和49年９月５日生

住所　兵庫県西脇市西脇1082番地
左山美奈子　昭和49年６月14日生

金龍希　平成11年３月24日生

金沙希　平成14年１月16日生

金美華　平成17年４月22日生

住所　さいたま市岩槻区大字高曽根887番地３
蔡依雯　平成９年９月26日生

住所　埼玉県川口市川口４丁目９番４－401号
何道香　昭和56年11月２日生

住所　埼玉県蕨市南町４丁目２番７号
潘蘭萍　昭和37年９月６日生

陳昇　平成７年10月17日生

住所　埼玉県八潮市大字伊勢野73番地
金孝恵　昭和43年６月24日生

住所　埼玉県川口市芝中田２丁目18番10号
李振茂　昭和48年９月９日生

住所　さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地
高玉華　昭和44年３月13日生

住所　埼玉県坂戸市にっさい花みず木３丁目26番地９
王巍　昭和56年１月28日生

住所　埼玉県熊谷市石原1348番地９
張秀芳　昭和51年２月２日生